

平成27年12月25日
周南社協規程第86号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
公益通報者保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）並びに社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）就業規程第61条、同嘱託職員就業規程第50条、同臨時職員就業規程第51条、同パート職員就業規程第48条、及び同地域福祉権利擁護事業生活支援員就業規程第40条の規定に基づき、職員等からの本会に係る組織的又は個人的な法令違反等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、法令を遵守する経営の強化に資することを目的とする。

(通報及び相談窓口)

第2条 職員等からの通報を受け付ける窓口（以下、「通報窓口」という。）及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談窓口（以下、「相談窓口」という。）を総務課に設置するものとする。

(通報の方法)

第3条 通報窓口及び相談窓口の利用は、電話、電子メール、ファックス、書面、面会の方法により行うものとする。

(通報者及び相談者)

第4条 通報窓口及び相談窓口の利用者（以下、「通報者等」という。）は、本会の職員、退職者及び利用者、その家族並びにボランティア、取引業者の従業員等とする。

(調査)

第5条 通報された事項に関する事実関係の調査は総務課が行う。

2 調査に当たっての責任者は事務局長とする。

3 事務局長は、調査する内容によって関係する部署の職員その他の関係者からなる調査チームを設置することができる。

(協力義務)

第6条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合は、調査に協力しなければならない。

(是正措置)

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本会は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(懲戒処分)

第8条 調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、本会は当該行為に関与した職員に対して就業規程の規定に従って懲戒処分を課すことができるものとする。

(通報者等の保護)

第9条 本会は、通報者等が通報又は相談したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取り扱いも行ってはならない。

2 本会は、通報者等が通報又は相談したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように適切な措置を講じなければならない。また、通報者等に対して不利益取り扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、当該職員に対して就業規程の規定に従って懲戒処分を課することができるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 この規程により通報若しくは相談を受け、又は調査等の業務に携わった職員は、通報、相談又は調査等により得られた個人情報を漏えいしてはならない。退職後も同様とする。

2 本会は、正当な理由なく個人情報を漏えいした職員に対して就業規程の規定に従って懲戒処分を課することができるものとする。

(通知)

第11条 本会は、通報者等に対して調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしているとして通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正目的の通報の防止)

第12条 通報者等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的をもって通報を行ってはならない。

2 本会は、前項に規定する通報を行った職員に対して就業規程の規定に従って懲戒処分を課することができるものとする。

(通報又は相談を受けた者の責務)

第13条 通報者又は相談を受けた役職員は、通報・相談窓口の担当者に限らず、この規程に準じて誠実に対応するように努めなければならない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則（平成27年12月25日）

この規程は、平成28年1月1日から施行する。